

平成29年10月31日

第6回 経済・財政一体改革推進委員会
経済社会の活力ワーキング・グループ

資料2

文部科学省説明資料②

～民間資金の導入促進及び予算の質の向上・重点化～



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

- ①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル、
- ②民間資金の導入促進

vi 大学間の連携や学部等の再編・統合の促進

i 国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入

①これまでの進捗状況

- ・「国立大学経営力戦略」に基づき、国立大学法人第3期中期目標期間（平成28～33年度）における国立大学法人運営費交付金において、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて、重点配分する仕組みを導入。学部等の再編・統合や大学間・専門分野の連携等を含めた、大学の将来ビジョンに基づく改革構想の実現を支援。

◆KPIの進捗状況

- ・学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させた者の割合:41.8%(2017年度)
【2018年度 50%】【2020年度 90%】
- ・大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させた者の割合:68.1%(2017年度)
【2018年度 60%】【2020年度 90%】
- ・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額:21千件・467億円(2015年度)(2013年度比約1.2倍)
【2018年度 2013年度比1.3倍】【2020年度 2013年度比1.5倍】

②今後の進展について

- ・第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の重点配分の仕組みにおいて、各大学のPDCAサイクルを一層促進する観点から、各大学が設定した「評価指標(KPI)」の進捗状況を総合的に勘案して戦略ごとに評価を行い、その結果を予算配分に反映する。

国立大学法人運営費交付金改革による国立大学改革の促進

第3期中期目標期間における国立大学改革

- 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金のなかに「**3つの重点支援の枠組み**」を創設

重点支援① 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進

重点支援② 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進

重点支援③ 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進

- 機能強化を実現するための「**ビジョン**」、「**戦略**」及びその達成状況を把握するための「**評価指標 (KPI)**」を各大学が主体的に作成

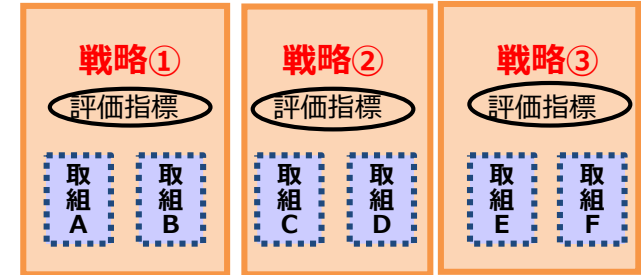
- 全86国立大学が策定した**298の「戦略」**において、**2,000項目以上の評価指標 (KPI)**が設定され、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**

- 「**戦略**」の構想内容や進捗状況、**評価指標 (KPI)**等を対象に、毎年度、外部有識者からの意見を踏まえて文部科学省において**評価を行い、運営費交付金予算の重点支援に反映**



各国立大学の改革意欲をしっかりと受け止め、強み・特色を更に発揮し、我が国の成長や地域・日本・世界が直面する課題解決のため、各大学の機能強化を一層加速

第3期中期目標期間を通じたビジョン



評価の予算への反映

- 各国立大学の運営費交付金から係数によって拠出された財源（毎年度約100億円）を**評価結果に基づいて再配分**することで、運営費交付金予算の重点支援に反映

機能強化促進係数 による影響額 に対する反映率 (大学ごと)	110%以上	110%未満 100%以上	100%未満 90%以上	90%未満 80%以上	80%未満
重点支援① (55 大学)	3 大学	25 大学	22 大学	5 大学	0 大学
重点支援② (15 大学)	1 大学	5 大学	7 大学	1 大学	1 大学
重点支援③ (16 大学)	0 大学	7 大学	6 大学	3 大学	0 大学

※平成29年度における反映率

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

②民間資金の導入促進

ii 国立大学の財源の多様化

①これまでの進捗状況

- ・ 産学官のイノベーションを促進するため、「組織」対「組織」の産学官連携を深化させるための方策や、その方策の実行・実現に必要な具体的な行動等(産学連携を総合的に企画推進する環境整備、共同研究締結時の不実施保障、秘密保持、間接経費の在り方等)について取りまとめた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を策定(平成28年11月30日)。
- ・ 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置等を内容とする国立大学法人法の改正を踏まえ、認可認定に関する基準を策定。
- ・ 国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の明確化について通知を発出(平成28年3月31日)。
- ・ 国立大学法人等が株式等を取得・保有できる場合の要件を緩和した通知を発出(平成29年8月1日)

②今後の進展について

- ・ 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の一層の周知。
- ・ 法改正により可能となった国立大学法人等の資産の有効活用が図られるよう大学の取組を支援。
- ・ 国立大学法人等に対する評価性資産の寄附に係る税制改正を要望(平成30年度税制改正要望)。

国立大学法人法の一部改正により講じた 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置について

国立大学法人法を平成28年5月に改正

土地等の貸付け

【改正前】

国立大学法人等が第三者に対する土地等の貸付けが可能な場合は、国立大学法人等自身の業務に主に供する場合に限定

大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務に関わらない用途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸付けることが可能に

※文部科学大臣の認可では、

- 大学の業務の遂行に支障のない貸付け内容か
- 貸付期間と将来的な大学の活用予定との関係は合理的か
- 貸付相手方の対応により大学側に毀損がでないか

を契約において留意しているか等を確認

寄附金等の運用

【改正前】

国立大学法人等における余裕金の運用は元本保証のある金融商品(※)に限定

※①国債、地方債などの有価証券の取得 ②銀行などの預金 ③金銭信託

文部科学大臣の認定を受ければ、寄附金等を原資とする業務上の余裕金の運用を、より収益性の高い次のような金融商品に拡大

- 【1】一定の元本保証のない金融商品（投資信託、無担保社債、外貨建て外国債など）
- 【2】預金又は貯金（外貨建ても含む）
- 【3】金銭信託（元本保証なしも含む）

※文部科学大臣の認定では、

- 運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法が定められていること
例) 運用方針、学内の運用担当者の権限と責任、運用状況のモニタリングなど
- 運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること
例) 資金運用のための委員会を学内に設置し、その委員に、資金運用に関する知識・経験を有する者を任命するなど、運用のための体制のいずれにも適合していることを確認

改正法が施行される平成29年4月1日より大学の申請を受付